各国立大学法人学長 各公立大学法人理事長 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 独立行政法人日本学生支援機構長

殿

文部科学省高等教育局長 常 盤 豊

(印影印刷)

国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構 及び独立行政法人日本学生支援機構に対する個人からの寄附に係る 所得税の税額控除制度の税制改正に係る告示の公示について(通知)

このたび、別添1のとおり、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第26条の28の2第3項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示(総務省・文部科学省告示第2号。以下「本告示」という。)を公示しました。

本告示は、所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)の成立により、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構(以下「国立大学法人等」という。)が実施する修学支援事業に充てられる個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度が導入されることに伴い、税額控除制度の対象となる寄附金の要件及びその確認の方法を定めるものです。

所得税法等の一部を改正する法律等及び本告示の概要等は下記のとおりですので, 各国立大学法人等におかれましては,事務処理上遺漏のないようにお願いいたします。

経済的な理由で修学が困難な学生に対して支援を行うことにより、意欲と能力のある学生が希望する教育を受けられるようにすることは喫緊の課題であり、各国立大学法人等における寄附金の受入れ拡大は、そのための有効な手段の一つです。

税額控除制度の導入により、個人の寄附者にとっては所得控除制度よりも大きな控除効果が見込まれるところですので、各国立大学法人等におかれましては、本制度を活用して一層の寄附金の募集を行うことにより、経済的な理由で修学が困難な学生に対する支援の強化に努めていただきますようお願いいたします。

- 1. 所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)に伴う租税特別措置法,同法施行令の改正の概要
 - (1) 国立大学法人等が実施する修学支援事業に充てられる個人からの寄附に対する税額控除制度の導入(租税特別措置法第41条の18の3第2項関係)

租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項に定める要件を満たすものとして, 文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣の証明を受けた国立大学法人等については, 個人からの寄附金額が適用下限額の 2,000 円を超える場合には, その下限額を超える額の 40 %に相当する額を所得税額から控除する制度(税額控除制度)を導入すること。

(2) 国立大学法人等が税額控除制度の対象法人となるための要件の制定(租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号イ関係)

以下のi又はiiのいずれかの要件を満たすこと。

- i 実績判定期間※1における 3,000 円以上の寄附を行った寄附者※2の数が年 平均 100 人以上いること。
- ※1 実績判定期間は5年間(第5項第1号)
- ※2 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合、当該事業年度の 判定基準寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。
 - (ア)判定基準寄附者数 = 実際の寄附者数×5000 定員等の総数(当該定員等の総数が 500未満の場合は 500)
 - (イ) 寄附金額が年平均30万円以上
- ii 実績判定期間における寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上あること。
- (3) 国立大学法人等に係る情報公開に関する要件の制定(租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号ロ関係)

以下の書類について、閲覧の請求があった場合には閲覧に供すること。

- 財務諸表
- ・役員報酬又は従業員給与の支給に関する規定
- ・寄附金に関する事項を記載する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類
- (4) 国立大学法人等に係る書類の保存に関する要件の制定(租税特別措置法施行 令第26条の28の2第2項第1号ハ関係)

以下の書類について、5年間当該法人の主たる事務所に保存すること。

- 寄附者名簿
- (5) 国立大学法人等に係る税額控除制度の対象寄附金の要件等の制定(租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項関係)

税額控除制度の対象寄附金の要件等は本告示で規定すること。

2. 本告示の概要

- (1) 税額控除制度の対象となる寄附金の要件(第1項・第2項関係)
 - ①寄附金の受入れ先に関する要件(第1項第1号)

修学支援事業(下記②)に充てることを目的とする基金(以下「修学支援基金」という。)に受け入れられ、当該修学支援基金が他の経理と区分して整理されていること。

②寄附金の使途に関する要件(第1項第2号)

寄附金の使途が、当該法人が実施する次に掲げる事業であって、経済的理由により修学に困難がある学生等に対するもの(独立行政法人日本学生支援機構にあっては、iiに掲げるものに限る。)に限定されていること。

- i 授業料,入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業(授業料 減免事業)
- ii 学資金を貸与し、又は支給する事業(奨学金事業)
- iii 当該法人が教育研究上必要があると認めた学生等の留学に係る費用 を負担する事業(留学生支援事業)
- iv 当該法人の就業規則等において定めるところにより, 学生等の資質を向上させることを主たる目的として, 学生等を当該法人の教育研究に係る業務に従事させ, 学生等に対して手当を支給する事業 (TA, RA事業)
- ③学資金の貸与事業に関する要件(第1項第3号) 上記②ii に掲げる事業のうち学資金を貸与する事業を実施する場合には、 貸与金の返還分が修学支援基金に繰り入れられること。
- ④情報公開に関する要件(第1項第4号)

以下の書類について、閲覧の請求があった場合には閲覧に供すること。

- ・修学支援基金の名称、管理方法及び使途等を記載した書類
- 修学支援基金明細書
- ⑤書類の保存に関する要件(第1項第5号)

以下の書類について、5年間当該法人の主たる事務所に保存すること。

- ・修学支援基金の名称、管理方法及び使途等を記載した書類
- 修学支援基金明細書
- (2) 税額控除制度の対象となる寄附金の要件の確認方法(第3項・第4項関係)
 - ①修学支援基金名称等確認書類の提出(第3項第1号・第4項第1号)

国立大学法人等は、税額控除制度の適用を受けようとする年の前年の 9 月 30 日までに修学支援基金の名称、管理方法及び使途等を記載した書類を 文部科学大臣等に提出すること。

②修学支援基金明細書の提出(第3項第2号・第4項第2号)

国立大学法人等は、3回目以降に税額控除制度の適用を受ける場合には、 上記①の書類に加え、適用を受けようとする年の前年の6月30日までに修 学支援基金への受入額及び修学支援基金からの支出額等の明細書を文部科 学大臣等に提出すること。

3. 経過措置

- (1) 今回の改正の内容は、平成28年1月1日以後に支出する寄附金について適用されること。(所得税法等の一部を改正する法律附則第57条関係)
- (2) 平成 28 年に税額控除制度の適用を受けようとする国立大学法人等の上記(2) に係る文部科学大臣等への提出期限は、平成 28 年 9 月 30 日までとすること。 (本告示附則第 2 項関係)

添付資料

- ○別添 1 租税特別措置法施行令(昭和 32 政令第 43 号)第 26 条の 28 の 2 第 3 項の 規定に基づき,文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそ れぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示(総務省・文部科学省告示 第 2 号)
- ○別添2 申請書(様式)
- ○別添3 寄附者名簿(様式)
- ○別添4 証明書のサンプル

<国立大学法人担当> 高等教育局国立大学法人支援課 電話: 03 - 6734 - 3497

<公立大学法人担当> 高等教育局大学振興課 電話:03-6734-3370

<独立行政法人国立高等専門学校機構担当> 高等教育局専門教育課 電話:03-6734-3347

<独立行政法人日本学生支援機構担当> 高等教育局学生・留学生課 電話:03-6734-3496

〇総 務 省告示第二号

き、 租 税 文 特 部 別 科 措 学 置 大 法 施 臣 又 行 は 令 文 昭昭 部 科学 和三十二年政 大 臣 一 及 び 総務 令 第四 大 臣 十三号) が 財務 第二十六条の二十八の二第三 大臣とそれぞ れ 協 議 L て 定 め 項 る 要 \mathcal{O} 件 規 定 及 び に 方 基

法を次のように定める。

平成二十八年五月六日

総務大臣 山本 早苗

文部科学大臣 馳 浩

租 税 特 別 措 置 法 施 行 令 (以下「令」という。 第二十六条の二十八 の二第三項に · 規定 する そ \mathcal{O} 寄

1

附

金

が学

生

等

に

対

す

る

修学

 \mathcal{O}

支

援

 \mathcal{O}

た

8

 \mathcal{O}

事

業

に

充

て

られ

ることが

確

実で

あ

り、

か

つ、

そ

 \mathcal{O}

事

業

活

動 が 適 正 な ŧ \mathcal{O} とし て 文 部 科 学 大 臣 が 財 務 大 臣 لح 協 議 7 定 \Diamond る 要 件 は、 次 に 掲 げ る 要 件 لح す る。

当 該 寄 附 金 が 学 生 等 12 対 す る 修 学 \mathcal{O} 支 援 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 事 業 に 充 て る ことを 目 的 とす る 基 金 以

修学 支 援 基 金 لح 1 う。 に 受け 入 れ 5 れ 他 \mathcal{O} 経 理 と 区 分 L て 整理 さ れ 7 *(*) ること。

木 当 難 該 が 寄 あ る 附 学 金 生 \mathcal{O} 等 使 12 途 対 が す Ź 当 ŧ 該 \mathcal{O} 法 人 独 が <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 実 行 施 政 す 法 る 次 人 に 日 本学 掲 げ 生支援 る 事 業 機 で 構 あ に 0 あっ て、 7 経 は 済 的 理 口 に 由 掲 に げる ょ り Ł 修 0 学 に 12

限る。)に限定されていること。

1 授業料、 入学 料又 は 寄 宿 料 0) 全 部 又 は 部を · 免 除 する 事 · 業

ロ 学資金を貸与し、又は支給する事業

/\ 当該 法 人が 教 育 研究上必 要が あると認 めた学生等の留学に係る費用を負担する事 業

= 当 該 法 人 0 就業 規則 等 に お **\ て 定めるところによ り、 学 生等 \mathcal{O} 資質 を向 上させることを主 た

る 目 的 とし て、 学 生等 を当 該 法 人 \mathcal{O} 教 育 研 究に係る業務 に 従 事 さ せ、 学 生 一等に 対 L て手 当を支

給する事業

三 前 号 口 に 撂 げ る事 業 のうち学資 金を貸与する事業を実施する場合には、 貸与金 0 返 還 分 が 修 学

支援基金に繰り入れられること。

兀 当該 法 人 に 設置され た修学支援基金の名 称、 管理方法及び当該寄附金の使途を記載 L た 書 類 並

び に . 当 該 書 類 \mathcal{O} 閲 覧 方法 及び 保 存 期 間 を 記 載 L た 書 類 以 下 「修学 支援: 基 金 名 称 等 確 認 書 類」 لح

1 並 び に 修 学 支援 基 金 \mathcal{O} 受 入 額 及 び 修 学 支援 基 金 か 5 \mathcal{O} 支 出 額 等 \mathcal{O} 明 細 書 で あ 0 て、 監

事 \mathcal{O} 監 査 を受 け た ŧ \mathcal{O} 以 下 修学 支援 基 金 明 細 書」 لح 7) う。 に 0 1 7 閲 覧 \mathcal{O} 請 求 が あ 0 た 場

合 にはは 正 当 な 理 由 が あ る場 合 · を 除 き、 これ 5 を独立 行 政 法 人通 則 法 平 成 + 年 法 律 第 百 \equiv

第三十八条第三項 (国 立大学 法人法 (平成: 十五 年法 律第百 十二号)第三十五条 に お \ \ 7 準 用 す

る場合を含む。) \mathcal{O} 規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、 閲覧させることとしてい

ること。

五. 度 修学 \mathcal{O} 兀 支援 月 基 日 金 か 名 5 称 五. 等 年 間 確 認 当 書 該 類 及 法 び 人 修 \mathcal{O} 学支 主 た /援 る 事 基 金 務 所 明 細 \mathcal{O} 書 所 を、 在 地 そ 12 \mathcal{O} 保 作 存 することとして 成 L た 日 \mathcal{O} 属 す る 1 年 ること。 · 度 0 꽢 年

2 平 第 業 立. 大 行 成 臣 に 兀 充 政 + 号 が 第二十六 法 五. 中 財 7 5 人法 年 務 ħ 法 独 大 ることが 条 律 臣 立 平 · と協 第 行 の二十八 成 百 政 十五 十二号) 法 議 確 人 L 年法 の <u>-</u> て 実 通 で 定 則 第三十二 第三 律 8) あ 法 り、 第 る 平 百 要 項 件 に + 五. 成 か ·八号) 規 条 + は つ、 定 に お 年 そ 前 するその 第三十 法 \mathcal{O} 1 項 事 7 律 各 号 準 業 第 用す 寄 兀 に 活 百三号) 条 附 掲 動 第 る場合を含む。 げ が 金 兀 る が 適 . 学 項」 要件 第三十 正 ・生等に・ な とす ŧ とする。 凣 0 とし 条第 る。 対する修学の支援 _ て文 \equiv ک 項 لح \mathcal{O} 部 場 あ 科学 玉 合 る 立 に \mathcal{O} 大 お 大 は 学 臣 \mathcal{O} 1 法 及 た て び 8 地 人 法 総 方 \mathcal{O} 同 事 独 項 務

3 臣 が 第二 財 務 大 十六条の二十八 臣 کے 協 議 L 7 の 二 定 8 第三 る 方 法 項 に は 規 定 次 す \mathcal{O} る第 と お り とす 項に る。 定 8 る 要件 を 満 たすことにつき文部 科 学大

三 + 当 すること。 · 日 ま 第 該 玉 法 <u>\f}</u> でに、 大 項 人 学 に \mathcal{O} 規 寄 法 文 定 附 人、 部 に を 科 ょ 独 L 学大 た <u>寸</u> る 控 者 行 臣 除 政 が に を 法 租 . 対 受け 税 人 して、 玉 特 ようとす 立 別 措 高 修学支援 置 等 法 車 Ś 門 年 昭 学 基 校 和 以 金 三 機 十 名 下 構 称等 又 控 年 は 確 除 法 独 立 予 認 律 定年」 第二 行 書 政 類 を提 + 法 六 とい 人 号) 日 出させ、 う。 本 第 学 生 兀 支 そ + \mathcal{O} 援 \mathcal{O} 前 内 条 機 年 構 容 \mathcal{O} \mathcal{O} を + 九 か 八 5 確 月 \mathcal{O} 認

控 除 予 定 年 \mathcal{O} 前 Þ 年 以 前 に な 1 て 修 学支援 基 金 に . 当 該 寄 附 金 \mathcal{O} 受 入実 績 が あ る 前 号 \mathcal{O} 法 人 に あ

該 0 受入 第二十六 て は 実 当 績 条 該 \mathcal{O} 法 の二十八 あ 人 る か 直 ら、 近 の <u>-</u> \mathcal{O} 年 当 該 一第三 に 控 お 項 除予 け に規定する第二 る 定 修 学支 年 \mathcal{O} 前 援 基 年 . О 金 項 明 六月三十 だに定 細 書 \emptyset を 提 る要件を満たすことにつき文部 日 ま 出 「させ、 で に、 文 部 そ \mathcal{O} 内 科学大臣 容 を 確 認 に 対 すること。 科学大 て、 当

4

臣

及

び

総

務

大

臣

が

財

務

大

臣

. と 協

議

して

定

8

る

方

法

は

次

 \mathcal{O}

とお

りとする。

名 認 独 称 等 可 立 公立 を 行 大 確 L 政 学 認 た 法 法 書 都 人 類 法 道 人 を 第 府 か 提 ら、 県 七 出させ、 知 条 事 控 \mathcal{O} 除 規 定 予 次 号 そ に 定 に \mathcal{O} ょ 年 内 お り \mathcal{O} 容 都 前 1 を て 道 年 確 府 \mathcal{O} 文 県 認すること。 九 部 月三· 知 科 事 - 学大1 + \mathcal{O} 認 日 ま 臣 可 等 を受け で に、 لح 文部 7 た う。 公 科学 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 大 学 に 大 対 臣 法 及 L 人 て、 に び あ 総 修 0 務 大 学支援 て 臣 は 地 基 当 方 金 該

に あ 控 除 対 0 て L 子 て、 は 定 当 年 当 該 該 0) 受 前 公 入 立 Þ 大学 年 実 績 以 前 法 \mathcal{O} あ 人 に カン る お 直 ら、 7 7 近 \mathcal{O} 当 修 年 該 学支援 に 控 お 除 基 け 予 金 る 定 修 に 年 当該 学 \mathcal{O} 支援 前 寄 年 基 附 \mathcal{O} 金 六 金 明 月三 \mathcal{O} 受入実 細 書を + 日 /績が 提 ま 出 で さ ある に、 せ、 公立 文 そ 部 大学 科学 \mathcal{O} 内 容 法 大 を 臣 人 に 確 等

附則

認

すること。

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

1

(経過措置

年

とする。

号) う。 1 7 控 <u></u>
の 第 四 は、 除予定年 一十一条 前年 第三 \mathcal{O} 一項第一 が平成二十八年で \mathcal{O} とあ 十八の三第一 号 中 り、 「当該 及び 第四 項 あ 法 \mathcal{O} 人に る場合に 項 規定による控除を受けようとする年 寄附 第一号中 をし おける第三 た者 「控除予定年の前年の」 が 項第一号及び 租 . 税 特 別 措 置法 第 匹 (昭 とあるのは、 項 (以下「控除予定年」とい 第一 和三十二年 号の 規定 法 「平成二十八 1律第二- \mathcal{O} 適 用 十六 につ

五頁

平成 年 月 日

文部科学大臣

殿

法人の名称 ○○○○ 代表者の氏名 △△ △△

税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項及び第3項に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたいので、下記の通り申請します。

記

1		申請する要件
_	•	7 1111 / 2/2/11

- □ 第2項第1号イ(2)に規定された要件(要件1)
- □ 第 2 項第 1 号イ (1) に規定された要件 (要件 2) (上記のうち、どちらかを選択してください。)
- □ 第3項に規定された要件(要件3)
- 2. 実績判定期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 添付書類

①<要件1>

- □寄附者名簿
- □実績判定期間内に、法人が設置する学校等の定員等の総数が 5,000 人未満の事業 年度がある場合は、その定員等が分かる資料

②<要件2>

- □寄附者名簿
- □受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等 (チェック表の必須以外の項目を記入している場合は、各金額がわかる計算書類等)

③<要件3>

□税額控除の適用を希望する基金に関する規則

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ及び総務省・文部科学省告示第2号で定める書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

寄 附 者 名 簿

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号イ(2)の要件を満たす場合)

法 人 名 年 月 日 ~ 年 月 日

	寄附者の氏名 又 は 名 称	住所 又は 事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日	備考
1			円	• •	
2 3 4 5			円	• •	
3			円	• •	
-4			<u>円</u> 円	• •	
6			<u>门</u>	• •	
7			円	• •	
8			円	• •	
8 9 10			円	• •	
10			円	• •	
11	•••••		日	• •	
12 13			円 円	•	
1/1			<u> </u>	• •	
14 15			<u> </u>	• •	
16			<u>円</u>		
16 17			円	• •	
18			円	• •	
19 20			<u> </u>	• •	
20			円	• •	
21 22 23 24 25			円 円	• •	
23			<u></u> 円	•	
24			<u>月</u>	• •	
25			—————————————————————————————————————	• •	
26			円	• •	
27			円	• •	
28			円	• •	
29			円	• •	
26 27 28 29 30 31 32 33			円	• •	
32			円 円	• •	
33			—————————————————————————————————————	• •	
34			—————————————————————————————————————	• •	
35			円	• •	
36			円	• •	
37 38			円	• •	
38			円	• • •	
39 40			<u>円</u> 円		
41			<u>月</u>	• •	
42			 円	• •	
43			円	•	
44			円	•	
45			円	• •	
46 47 48 49 50			円服	• •	
47			<u>円</u>	• •	
48 40			円 円	•	
49 50			<u></u> 円	• •	
่อบ		l	门	•	

51			円	• •	
51 52 53 54 55			円	• •	
53	***************************************		円 円 円	• •	
54				•	
54			<u> </u>		
55				•	
56			円	•	
57			円		
58			円	• •	
59	***************************************		Щ	• •	
56 57 58 59 60			円 円 円	·······	
00					
61 62 63			円		
62			円	• •	
63			円	• •	
64			円	• •	
65			円	• •	
66			<u> </u>		
67			円 円		
67					
68			円		
69			<u>円</u> 円		
70			円	• •	
71			円	• •	
72			円 円 円		
73			Π΄	•	
74					
71 72 73 74 75			円		
/5			円	• •	
/6			円	• •	
77			円	•	
78			円	• •	
79			円	• •	
76 77 78 79 80 81 82 83 84			円	• •	
81			円		
02				·······	
02			円		
83			円		
84			円 円	•	
85			円	• •	
86			円	• •	
87			円	T • • •	
88		•	円 円	• •	
20			<u> </u>	† • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
86 87 88 89 90			円 円		
90			门 m	+ -	
91			<u> </u>	•	
92			<u> </u>		
93			円	<u> </u>	
94			円 円 円 円		
95			円	• •	
96			H		
97			円	•	
00				•	
90			円 円		
91 92 93 94 95 96 97 98 99			<u> </u>		
100	Λ =1		円		
	合 計		0 円		

(注意事項)

- ・「寄附者名簿」には、①寄附者の氏名又は名称、②住所又は事務所の所在地、③受領した寄附金額、 ④受領年月日の全てが記載してある必要があります。住所・所在地を「寄附者名簿」本体に記載せず、 別途の資料として作成・保存している場合には、当該資料も添付して下さい。
- この寄附金名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間、 主たる事務所の所在地に保存する必要があります。
- ・ 法人の役員(理事、監事等)や他の寄付者と生計を一にする者が含まれる場合には、「備考」欄に詳細を記入。

文部科学大臣から発行される証明書の様式

文科高第〇〇〇号 平成 年 月 日

法人の名称 代表者の氏名 殿

文部科学大臣

税額控除に係る証明書

貴法人が、平成 28 年分及び平成 29 年分の租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 項に規定する要件を満たしていることを証明します。

なお、本証明書に係る租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 1 号に規定する要件に係る有効期限は、以下のとおりです。

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで